保守点検仕様書

サクラ高圧蒸気滅菌装置保守点検

サクラ精機株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-25-12 TEL 03-3553-8034/ FAX 03-3553-8072

1. 対象機種

高圧蒸気滅菌装置 (VSCR-G15W) 3台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4. 保守点検の種類

1)性能検査整備:年1回

2) 定期点検:年1回

5. 保守内容

- 1)性能検査整備 (年1回 実施)
 - (1) 年1回の法定検査(第一種圧力容器の性能検査)の為の点検整備及び検査立会いを実施する。
 - (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。
 - (4) 性能検査手数料はお客様の負担とする。
- 2) 定期点検 (年1回 実施)
 - (1)性能検査整備の実施月を基点として、その前後6ヶ月内に年1回点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめお客様と協議の上決定する。
 - (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3)交換部品の保証期間は3ヶ月とする。
- 3) 修理 (故障時 実施)
 - (1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、お客様が修理を要請した場合は、弊社技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。
 - (2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1)性能検査整備

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表及び安全弁等点検整備・吹出 しテスト記録表を添えてお客様に提出するものとする。

2) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表をお客様に提出するものとする。※添付「点検表」を参照

3) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書をお客様に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) 10万円以下の部品費用

保守点検仕様書

サクラRO水製造装置保守点検

サクラ精機株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-25-12 TEL 03-3553-8034/ FAX 03-3553-8072

1. 対象機種

RO水製造装置(SM-41RO)1台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4. 保守点検の種類

1) 定期点検:年2回

5. 保守内容

- 1) 定期点検 (年2回 実施)
 - (1) 8月・2月点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめお客様と協議の上決定する。
 - (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3)交換部品の保証期間は3ヶ月とする。
- 2) 修理 (故障時 実施)
 - (1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、お客様が修理を要請した場合は、 弊社技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。
 - (2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点 検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表をお客様に提出するものとする。

2) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書をお客様に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) フィルター類及びRO膜の費用

保守点検仕様書

サクラ超音波洗浄装置保守点検

サクラ精機株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川1-25-12 TEL 03-3553-8034/ FAX 03-3553-8072

1. 対象機種

超音波洗浄装置(US-201SAN)1台

2. 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4. 保守点検の種類

1) 定期点検:年2回

5. 保守内容

- 1) 定期点検 (年2回 実施)
 - (1) 8月・2月点検表に基づき実施する。また、その日程はあらかじめお客様と協議の上決定する。
 - (2) 点検整備時に発生した保守点検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。
- 2) 修理 (故障時 実施)
 - (1) 本保守の契約期間内に発生した当該装置の故障で、お客様が修理を要請した場合は、 弊社技術員を速やかに派遣し、これに当たらせるものとする。
 - (2) 修理費のうち技術料、派遣料、諸経費は無償とし、交換した部品代については保守点 検に含む部品以外の部品代は別途有償とする。
 - (3) 交換部品の保証期間は3ヶ月とする。

6. 報告書提出

1) 定期点検

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書と定期点検表をお客様に提出するものとする。

2) 修理

当該業務が終了したときは、直ちに作業報告書をお客様に提出するものとする。

7. 保守点検に含む部品

1) 10万円以下の部品費用